

チャレンジテストについて

2020 年 5 月 28 日

大阪府中学校チャレンジテスト 新型コロナウイルスを受けて

2020 年度は新型コロナウイルスの影響で、年度初めの中学生「チャレンジテスト」の脆弱性が、2018 年度の災害に引き続き明らかになるうとしています。ここでは、新型コロナウイルスに関わってのチャレンジテストに関わる動きをまとめたいと思います。

○ 新型コロナウイルスとチャレンジテスト

2020 年度、大阪府の中学校 3 年生に予定されていたチャレンジテストは中止となりました。

大阪府は当初、「予定通り 6 月 17 日の実施を目指す」として、府のホームページでの発信や学校へのリーフレット配布を行っていましたが、大教組の要望や様々な団体の署名活動を受けて、今年度の 3 年生のチャレンジテストは中止となりました。

大阪府のチャレンジテスト中止の理由（府知事会見）

- ① 通常の授業が行われていないので、テストを行う土台が整っていない。
- ② どうしてもテストがあるとそれに向かって無理な努力をすることもある。

大阪府のチャレンジテスト中止の理由（5 月 教育委員会議）

- ① 学習面で生徒の準備が難しい。
- ② 生徒も動揺している状態であり、一か月では実施できる状況にないと考えられる。

内申点については「これまでのテストなどもあると思うのでそれを基に適切に行うように教育長に通知する。」と大阪府知事は発言しました。

中止の決定自体は歓迎すべきことですが、中止を決定する過程に非常に大きな問題をはらんでいるといわざるを得ません。大阪府知事は「僕の判断で中止を決定した」と発言しましたが、仮にも教育委員会が主体となって行っている入試関連事業を知事の一声で実施したり取りやめたりすることは、知事による不当な教育介入であるといわざるを得ません。このような不安定な制度では公平性など担保されるものではありません。

また、2018 年度、地震や台風の混乱の中で強行したことも矛盾する姿勢です。新型コロナウイルスに関しては「この混乱の中で行うことは公平性を欠く」という発言もありました。しかし、大阪府北部震災・台風 21 号の混乱期には無理やり行いました。まず大阪府北部地震では、チャレンジテストを延期することで学校の修学旅行などの行事予定がぐちゃぐちゃになりました。その後、延期された 9 月には台風で学校施設に甚大な被害を被った学校がある中で強行しました。こうした緊急事態においては極めて不公平さが際立つものです。

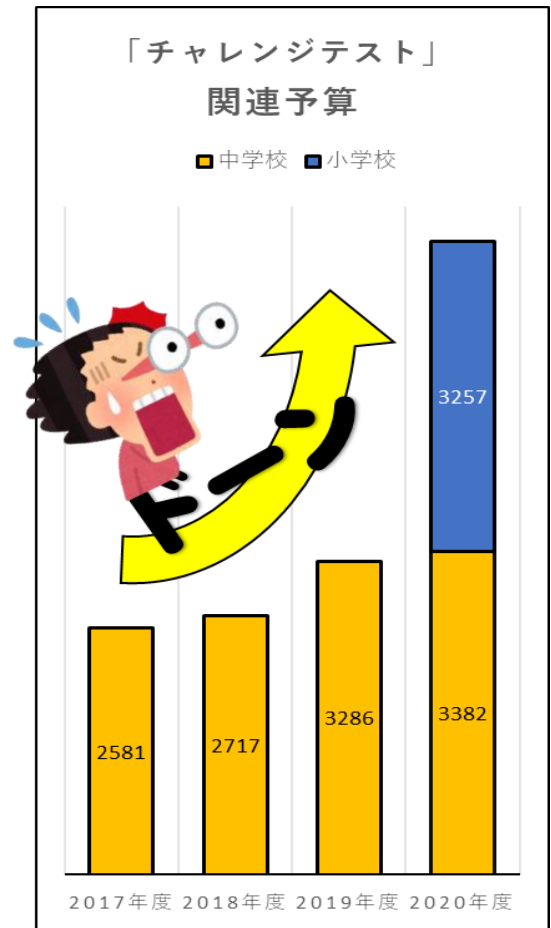
それはさておき、「これまでのテストなどもあると思うのでそれを基に適切に行うように教育長に通知する。」との発言は、そもそもチャレンジテストの存在意義がないことを露呈するものです。これまでの学校での教育実践の中で積み重ねられてきた教育活動の中で十分私たちは評価を行うことができるの

です。

大阪府教育委員会は、高校入試に関わって、今までチャレンジテストにのっかって行ってきた高校入試の評定基準を「別の形で対応する」としてありますが、そもそも学校の評定は学校が明確な基準の下で、責任を持って出しているものです。教育委員会は学校が責任を持って出す評定を信頼することだけでよいのです。「評定の平均に沿って枠をあらかじめ決める」という方法は中学生の実態を見ないまま評定が決定されていくチャレンジテストは現実に即していません。

さらに、毎年莫大な予算が支出されています。今年度の教育予算の中で、「チャレンジテスト」に関わる予算は小学校におけるすすくくテストも含め倍増されましたが、中止になった3年生の分の予算についても、どのような取り扱いがされるのか、注意が必要です。

(右図は大阪府予算「学びチャレンジ事業費」より作成、単位は十万円)



いずれにしても、一斉休校の影響は3年生だけでなく、

1, 2年生にも及んでいます。学校再開から1月までの間の1, 2年生への負担を考えるならば、1月のチャレンジテストも中止が望ましいものです。

○ 大阪チャレンジテストの制度と問題点のまとめ

① 「団体戦」システム

a) 大まかなルール

今年度から、3年生だけでなく1・2年生のチャレンジテストもいわゆる「団体戦」になります。府教育庁は「成績至上主義が改められ、日頃の学業態度など多様な評価が反映できるようになる」と言っています。

1年生 国語・数学・英語

2・3年生 国語・数学・英語・理科・社会

3年生と同じ形式だと、以下の形式となります。

- (1) 大阪府が前年度実施したチャレンジテストの結果と抽出校の仮評定データから「府全体の評定平均」を示す。
- (2) チャレンジテスト実施。
- (3) 結果を学校へ。
- (4) 各学校で「学校ごとの評定平均」を基に出す。

例えば... 2019 年度 3 年生のチャレンジテスト数学の結果。

数学	チャレンジテストの 数学の平均点	倍率	評定平均 (大阪府 × 倍率)	評定平均 -0.3	評定平均 +0.3
A校	61.1	1.14	3.98	3.68	4.28
B校	47.7	0.89	3.11	2.81	3.41
大阪府	53.5	1	3.49		

大阪府全体の評定平均は 2 年次の抽出校の結果から 3.49 でした。また、3 年次の府の数学平均点は 53.5 でした。

A 校の場合...A 市の A 校はチャレンジテストの結果、平均点が 61.1 となりました。評定の平均は以下の式で算出されます。

$$3.49 \times \frac{61.1}{53.5} = 3.49 \times 1.14 = 3.98$$

A 校の評定平均は 3.98 です。よって A 校の先生は評定の平均が 3.68~4.28 の間になるように成績をつけなければなりません。

B 校の場合...B 市の B 校はチャレンジテストの結果、平均点が 47.7 となりました。評定の平均は以下の式で算出されます。

$$3.49 \times \frac{47.7}{53.5} = 3.49 \times 0.89 = 3.11$$

B 校の評定平均は 3.11 です。よって B 校の先生は評定の平均が 2.81~3.41 の間になるように成績をつけなければなりません。

仮に上記の A 校、B 校の 3 年生が 100 人だったとします。

最も高い評定平均になる成績のつけ方だったならば、A 校ではほぼ半分の生徒が 5 となる状況が生まれます。評価の結果評定「1」の生徒がいなかったならば、A 校と B 校では評定 5 の人数の差が 2 倍近くに跳ね上がります。

数学	A校MAX	A校MIN	B校MAX	B校MIN
	人数	人数	人数	人数
5	48	31	25	1
4	32	26	20	18
3	20	23	26	42
2	0	20	29	39
1	0	0	0	0
合計	100	100	100	100
評定平均	4.28	3.68	3.41	2.81

以上の評定決定が、各教科でおこなわれます。3 年生では音楽、美術、保健体育、技術

家庭科も 5 教科のテストの結果で出るこの評定平均で成績が決まっていた。しかし、今年度から以下の変更がなされます。

b) テストを行わない 4 教科についてのとりあつかい。

- (1) 府が 4 教科の「府全体の評定平均」を出す。
- (2) 各学校で、「府全体の評定平均」±0.3 に評定平均が収まるような評定をつける。
- (3) もしも「府全体の評定平均±0.3」に収まっていない場合、「学校ごとの評定平均」の範囲と合わせた範囲に 4 教科の評定平均が収める。
- (4) 収まらないなら、学校の評価方法を見直す。
 - ※ (2)で確認する範囲に収めることに妥当性がないと、中学校長及び所管する市町村教育委員会が判断した場合、中学校長は具体的な資料に基づいて、市町村教育委員会を通じて府教育委員会に協議を申し出ることができる。＝異議があるなら申し立てる。
 - ※ 「府全体の評定平均」は 2 年生学年末での府内公立中学校の 4 教科の評定の状況を使って、求める。

たとえば、府の指定した平均が 3.49 の場合、例に出した A 校と B 校、そして偶然大阪府の平均と同じ結果だった C 校では以下ようになります。

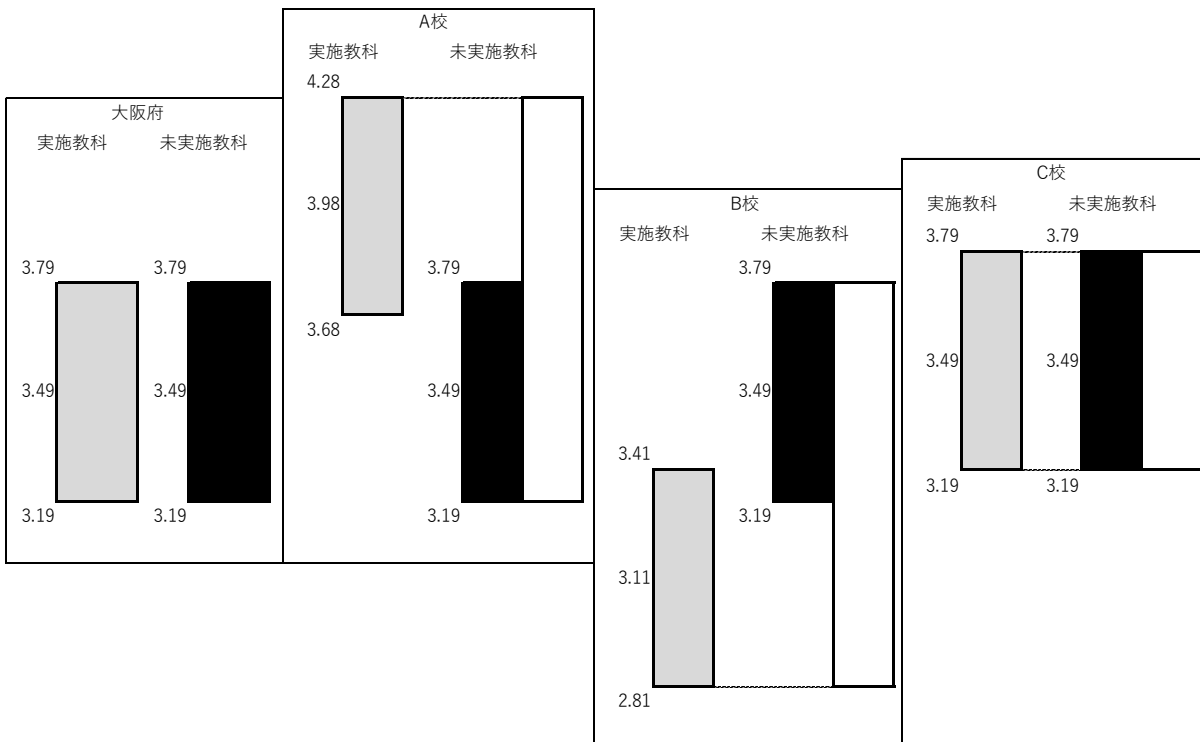
(2) の段階では… A 校、B 校、C 校全て 3.19～3.79 の範囲で評定平均。

(3) の段階では… A 校 3.19～4.28 が評定平均の範囲。

B 校 2.81～3.79 が評定の範囲。

C 校 3.19～3.79 が評定の範囲

このように、チャレンジテストによって評定平均の最終的な数値が変動します。



②問題点

1 最大の問題・学校の教育と関係がない評定平均

まず、私たちが行う「評価」は、私たちが学校で行った教育活動の中で、子どもたちがどれだけ成長したかを「子どもの実態を踏まえて」測るものです。

しかし、チャレンジテストは「府の作成したテスト」のみを基準として「評定の平均の枠」で学校の評定を縛るものであり、日々の私たちの教育活動や生徒の努力による成長を一切無視をして「学校ごとの評定平均」を学校園に押し付けるものです。究極の話、「チャレンジテストの点数さえ高ければ、学校の授業に関わらず高い評定になる」のです。仮に前に示した A 校が、チャレンジテストだけ頑張るような状況であったとしても、「最も低い評定平均でも多くの生徒が 4 や 5 になる」という状態があり得ます。逆に、B 校の生徒はチャレンジテストの点数のために「最も高い評定平均でも 2 や 3 の生徒が増える」という状況になります。学校園でどのような教育活動を行ったとしても、3 年生では 6 月の、1・2 年生でも 1 月のたった 1 回のテストで一回のチャレンジテストで生徒の最後の評定が左右されてしまい、それ以降の学校の教育活動の中で子どもたちの成長は評価として表せないのです。

また、極端な話をすれば、「全員が塾に通い、チャレンジテスト対策を塾で行っている家庭が多い学校」と、「とても経済的に困窮している家庭が多く、家庭学習や塾通いができる環境にない家庭が多い学校」では、学校教育活動ではなく家庭環境の違いだけで評定の平均に違いが生じます。家庭の経済格差が大きな影響を及ぼすきわめて不公平なシステムであると言わざるを得ません。

2 音楽・美術・技術・家庭科・保健体育科

音楽・美術・技術・家庭科・保健体育科に至ってはテストすら行わないまま評定平均が設定されます。そもそも「府全体の評定平均を設定する」としてはありますが、中学校 2 年生の時の結果を以て評定の平均を決定するわけです。「2 年生の時の評定で 3 年生の評定が左右される」という事自体が異常ではないでしょうか。

そもそも、「府全体の評定平均」の基となる中学校 2 年生の段階での評価はチャレンジテストも府の評定平均も関係なく各学校で行われたものです。わざわざ「府全体の評定平均」を示す必要性はありません。ハッキリ言って**無意味**です。

そして、評定平均の範囲は「5 教科のチャレンジテストの結果に左右」されます。府は「チャレンジテストを実施しない教科の評定と、チャレンジテスト実施教科のテスト結果には非常に高い相関が見られる」としました。数学が得意な子は必ず音楽や美術や技術家庭科や保健体育も得意な子でしょうか。この「高い相関」という考え方は甚だ疑問ですし、そもそも音楽の先生、美術の先生、保健体育の先生、技術家庭科の先生、すべての先生方の評価基準を愚弄するものです。

また、一見「5 教科の評定平均が低い学校は高い評定をつけられる」ともみられますが、逆に言えばそれよりも高い評定平均にはなることができません。一生懸命音楽で歌を歌い、美術や技術家庭科の作品を丹念に作り、どれだけ体育で汗を流しても、「評定の範囲」以上の成績になることはあり得ません。先生方が決めた「5」の基準を満たす生徒がたくさんいても、多くの生徒を「4」や「3」にしなければならぬのです。先に示した C 校に至ってはより狭い評定の範囲のままです。完全に学校の教育とはかけ離れたところで 4 教科の評定の平均が決まってしまうのです。

このような子どもたちの日常の活動を無視し、教職員の授業に対する誇りを傷つける施策が許される

はずはありません。

3 絶対評価のゆがみ

大阪府では、以前まで相対評価が行われていましたが、2015 年度より絶対評価が導入されました。それに先立つ 2013 年 7 月、大阪府教育委員会は「中学校における学習評価に関する参考資料」を示しています。その中では、大阪府では「目標に準拠した評価（絶対評価）」を行うことが述べられました。

絶対評価の仕方。(例)

- (1) 子どもたちの姿から「目標」と「評価規準」を設定します。
(評価規準…目標として、つけてほしい力の内容を示すもの。)
- (2) 指導の計画と、評価の計画を立てます。
- (3) 指導計画、評価計画の中で、実現状況を測る「評価基準」を設定します。
(評価基準…目標の中でどのくらい力が身についたかのレベルを示すもの。
A：十分満足できる。B：おおむね満足できる。C：努力を要する。)
- (4) 評価資料を集めます。
- (5) 集めた評価資料を基準と照らし合わせて評価、評定を決めます。

このように設定された目標をどれだけ達成したかを積み重ねていき、最終的に「どこまでの基準を達成できたのか」を評価するものが「絶対評価」です。しかし、「評定の平均」というシステムによりこの絶対評価が歪んでしまいます。例えば、先ほどの A 校の例です。

A 校では、絶対評価の結果、下の表の「A 校 MIN」とした評定の分布となりました。しかし、このままでは、評定の平均が、下限である 3.68 を下回っています。このままでは府教委に「評価に信頼性がない」とされてしまいます。このため、各評定の内、誰か 1 人の評定が 1 上がるように基準を変更することで、評定の範囲に収めることとなります。このことで、1 人の生徒は評定が上がります。1 人の生徒の評定は上がりました。この生徒にとっては「ラッキー」かもしれません。

数学	A校MIN	2から3	3から4	4から5
	人数	人数	人数	人数
5	31	31	31	32
4	26	26	27	25
3	23	24	22	23
2	19	18	19	19
1	1	1	1	1
合計	100	100	100	100
評定平均	3.67	3.68	3.68	3.68
評定平均 下限	3.68	評定平均の下限を下回っているのでダメ		

…本当にこれでいいのでしょうか。

今、さらりと「基準を変更する」と書きましたが、これは本来「基準を基に評価する」という趣旨の絶対評価で、よほどのことが無ければしてはならないことです。しかし、「評定の平均を範囲をはみ出してはならない」という拘束が存在するために、この「評価基準の変更」という「基準の後出しを行う」

こととなってしまいます。

さらに、人数配分を気にしながら評定をつける手法は「相対評価」そのものです。個々人の力ではなく、集団の中の順位付けによってのみ評価をつける手法であり、子どもたちの実際の段階を踏まえた評価ではありません。チャレンジテストは、生徒への評価そのものを歪めているのです。

4 テスト至上主義

先生方は「善意」でテスト対策を行います。「いつも頑張っている生徒たちが、チャレンジテストで損をしたら可哀そうだ。テストで点が取れるようにしてあげたい。」という思いの先生方も多いのではないのでしょうか。1, 2 年生の多くは冬休みの宿題に「チャレンジテスト対策」が出されます。3 年生では春休みやゴールデンウィークの宿題です。2 週間もない冬休み、春休みの大半は、「チャレンジテスト対策」のプリントに埋もれて行きます。また、学校の授業の中でチャレンジテスト対策に時間を割く学校もあります。

チャレンジテストが全てなのでしょう吗？

チャレンジテストで評定の枠を縛る手法では、「テストの点数が取れば学力である」といったゆがんだ学問に対する姿勢とはならないのでしょうか。それはともすれば「学び」に背を向ける子供たちも生み出すものではないのでしょうか。

5 学校の教育課程への影響

チャレンジテストはテスト範囲があらかじめ決まっているため、授業を行う際に「チャレンジテストの範囲まで終わらせなければならない」という状態が生じます。そのことで、各学校園での進度調整やカリキュラムが制限されてしまう。特に年度末に行われる 1, 2 年生では、学校によっては「範囲を終わらせる」ための授業となってしまいます。決められたパターンの出題範囲が設定されているため、時期に応じた教育課程編成ではなく、「1 月のテストまでにここまで終わらせなければならない」という強制力がはたらきます。

6 莫大な予算

毎年チャレンジテストのために 4 億円近い予算が投じられています。新たに小学校のすくすくテストにおいても同規模の予算編成がなされ、実質毎年 7 億円規模の予算となります。しかも、毎年予算が増額しています。それだけの予算があれば、どれほどの学校で少人数学級による学習支援ができるでしょうか。どれだけの学校の環境を美化できるでしょうか。府下全域での給食無償化も可能です。

7 違法

過去のいわゆる「旭川学テ裁判」において、地方自治体が学力に関わる行政調査を用いて評価に介入することは教育の不当な支配に該当する見解が示されており、そもそも違法です。

○ 最後に

そもそもの前提が、「絶対評価を行う教員の評価には公平性がない」という前提に立っており、教員

が日々の教育活動の中で行っている評価自体に対して大きく侮辱するものです。同時に生徒や保護者に対して、教員の評価に対しての不信感にもつながりえる前提に立っています。

ここで、この問題に関わって、中 3 チャレンジテストが決定された平成 27 年 11 月の教育委員会会議の議事録から、チャレンジテスト制度が可決された「平成 29 年度以降の府立高校入学選抜における調査書の評定について」の部分よりいくつか言葉を抜き出して引用します。

O 委員：

学校の絶対評価の意味を大事にしていきたい。

絶対評価の全体の中での整合性についての確認は、2 年生までのチャレンジテストで確認をしようということに来て、今年 1 月に行われたチャレンジテストで、非常にきれいな整合性が確認できた。

3 月に、私たちは報告を受け、非常に良かったのと、ここに大阪府下の現場の先生方の、絶対評価をつけて来られた力量、水準がはっきり示されたと、私自身は喜んでいた。

この問題は片が付いたと思っていた。

学校で統一テスト的な形の実施を行うということになると、学校自体の中で入試を行うのと同じじゃないかということになって、絶対評価そのもの、つまり学校での教育活動の意義がどこにあるのかということが、基盤そのものが揺らいでくるということで、そこは除外してきた。

T 委員：

今回の試行で、中 1、中 2 で、絶対評価を試行していただいて、現場の評価というものが信頼できるものであるということが分かった

この言葉の中で述べられているのは、私たち教職員が責任を持って行った絶対評価の基準は、予備的に行われた最初のチャレンジテストの時点で十分信頼するに足るとされていたことです。残念ながら、この後「チャレンジテストありき」の教育委員会会議の中、O 委員以外の賛成により、中 3 チャレンジテストが誕生してしまいました。しかし、大阪府の教師として子どもたちに向きあう私たちが、チャレンジテストに頼ることなく適切な絶対評価を行うことができるという事が当初の段階からはっきりしていたのです。

私たちは学校で責任を持って教育活動を行い、出会う子どもたちのために責任を持った絶対評価を行うことができるのです。そこにチャレンジテストのような統一テストが介在する意義はあるのでしょうか。今、この新型コロナウイルスでチャレンジテストが実施できていない状況では、学校園の絶対評価基準を信頼し、本来の評価を行うことこそが必要なのではないでしょうか。